

# 訪問看護ステーション あみえる 利用料金表(介護保険)

【R6.6月改定額】

職種	区分	時間	単位数
看護師・保健師	要介護	20分未満	314単位
		30分未満	471単位
		30分以上～60分未満	823単位
		60分以上～90分未満	1128単位
	要支援	20分未満	303単位
		30分未満	451単位
		30分以上～60分未満	794単位
		60分以上～90分未満	1090単位
理学療法士	要介護	20分	294単位
		40分	588単位
		60分	795単位
	要支援	20分	284単位
		40分	568単位
		60分	426単位
		12ヶ月を超えて行う場合	-5単位
	※1回20分以上 週6回を限度とする		

## 加 算

加算名	算定要件	算定回数	単位数
夜間・早朝加算	夜間（18：00～22：00、早朝（6：00～8：00）に訪問看護を行った場合	1回につき	基本単価の25%
深夜加算	深夜（22：00～6：00）に訪問看護を行った場合	1回につき	基本単価の50%
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合	月1回	600単位
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を必要とする方に対して、	月1回	500単位
特別管理加算(Ⅱ)	サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合 ※1	月1回	250単位
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする方に対して90分を超える訪問看護を行った場合	1回につき	300単位
退院時共同看護加算	病院等に入院入所している方が退院退所するにあたり、主治医等と共同して療養上必要な指導を行った場合	月1回	600単位
初回加算(Ⅰ)	新規利用時、又は過去2カ月間に利用がない場合に訪問看護計画書を作成し、初回の訪問日が退院日の場合	月1回	350単位
初回加算(Ⅱ)	新規利用時、又は過去2カ月間に利用がない場合に訪問看護計画書を作成した場合	月1回	300単位
看護・介護連携強化加算	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員に同行し業務の実施状況を確認した場合	月1回	250単位
複数名訪問加算	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合 ※2	1回につき	254単位
	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合 ※2		402単位
口腔連携強化加算	歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供を行った場合に算定	月1回	50単位
ターミナルケア加算	在宅で死亡した方に対して、死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合	月1回	2500単位

# 特記事項

## ●札幌市は1単位10.21円(7級地)

- ・65歳以上で前年度の所得が現役並みの所得がある方・・・3割負担
- ・65歳以上で一定以上の所得のある方・・・・・・・・・・2割負担
- ・上記以外の方(40～64歳の第2号被保険者・生活保護受給者・非課税世帯)・・・・・・・・1割負担

※詳細は『介護保険負担割合証』をご確認ください。

## ●介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

### 1.厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦ハンチントン病 ⑧進行性キンジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度度又はⅢ度の者に限る））
- ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋委縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群
- ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

### 2.主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

## ●※1 特別管理加算の対象者

- (Ⅰ)在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- (Ⅱ)在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態  
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

## ●※2 複数名訪問加算の対象者

- ①利用者の身体的理由（体重が重い等）により1人の看護師による訪問看護が困難な場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずると認められる場合